

大川広域行政組合

障害者活躍推進計画

令和2年4月

大川広域行政組合

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的..... 1
2. 計画期間..... 1
3. 大川広域行政組合における障害者雇用に関する課題..... 1

第2章 目標

1. 採用に関する目標..... 1
2. 定着に関する目標..... 1

第3章 取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備..... 2
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出..... 2
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理..... 2

第1項 基本的事項

1.計画目的

大川広域行政組合障害者活躍推進計画（以下「推進計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することを目的として策定するものです。

2.計画期間

推進計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

3.大川広域行政組合における障害者雇用に関する課題

大川広域行政組合においては、令和元年6月1日現在の障害者雇用率が3.49%と法定雇用率の2.5%を達成しています。現に勤務する障害者である職員が引続き活躍し職場に定着できるよう、更なる体制整備や各種取組が必要です。

第2項 目標

1.採用に関する目標

在籍する雇用障害者数が、前年を下回らないようにしていきます。欠員が生じた場合には採用活動を実施して補充を行い、法定雇用率以上の雇用率を維持していきます。

毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、在籍数を把握・進捗管理していきます。

2.定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにします。現在、在籍している2名はと

もに3年以上在籍しており、今後も当組合で活躍ができるように体制整備や環境整備を行っていきます。

毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理していきます。

第3項 取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として事務局次長を選任します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障害者である職員が従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。